

佐賀県告示第 391 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を佐賀県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成 30 年 9 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 都市計画の種類

佐賀都市計画区域における区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 市街化調整区域から市街化区域に編入する区域は、次に掲げる区域とする。

佐賀市高木瀬町大字長瀬字一本杉及び字小里三本松並びに大字東高木字一本黒木、鍋島町大字八戸字上深町、字一本柳籠及び字三本柳籠、西与賀町大字厘外字二本楠、本庄町大字袋字四本杉、巨勢町大字牛島字一本松及び字二本松並びに大字高尾字二本黒木及び字三本黒木並びに諸富町大字為重字諸富新搦及び大字徳富字上大津の各地内（各字の地先を含む。）、巨勢町大字修理田字西分並びに諸富町大字徳富字五本松九及び字五本松十の各地内並びに新栄西二丁目、光二丁目、光三丁目、兵庫南一丁目、兵庫南四丁目、高木瀬東五丁目及び高木瀬東六丁目の各地先

- (2) 市街化区域から市街化調整区域に編入する区域は、次に掲げる区域とする。

佐賀市鍋島町大字八戸字一本柳籠、八戸二丁目、本庄町大字本庄字五本黒木一角、巨勢町大字牛島字一本松並びに諸富町大字為重字諸富新搦

及び大字寺井津字東寺井の各地内（各字の地先を含む。）、高木瀬西六丁目、鍋島町大字八戸字上深町、巨勢町大字牛島字二本松及び大字修理田字西分並びに諸富町大字為重字石塚分、字石塚、字石塚分五本松十五角及び字為重新搦四角の各地内並びに高木瀬町大字長瀬字一本杉、鍋島町大字八戸溝字二本椿、嘉瀬町大字荻野字二本杉籠及び諸富町大字徳富字徳富の各地先